

## 平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1. 日 時 平成28年5月23日 午後4時00分

2. 出席委員 14名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	7. 池ヶ谷富士夫委員	8. 大野 幸一 委員
9. 鈴木 吉夫 委員	11. 澁谷 誠幸 委員	12. 石井 君雄 委員
13. 小金谷正男 委員	14. 時田 将 委員	15. 葛山 繁隆 委員
16. 秋山 秀雄 委員	17. 山田 芳裕 委員	

3. 欠席委員 2名

6. 濱田 光一 委員 10. 鈴木 徳市 委員

4. 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5. 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1件

議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）  
について 1件

議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 1件

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について 5件

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について 12件

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について 1件

報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について 2件

6. 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は14名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

2番鈴木幹男委員

3番勝又勝委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第1班です。小金谷正男班長より総括的な報告をお願いいたします。

小金谷班長

議長

葛山 議長

13番、小金谷正男班長

小金谷班長

第1班の現地調査の報告をいたします。

平成28年5月16日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の計3件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条及び第5条の2件について、審査会を実施しました。

1班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は、担い手不足による農業経営の縮小のため、譲受人は、松戸市の農地所有適格化法人による、農業経営拡大のための農地の取得です。

申請地は、畑1筆、面積991平方メートルの梨畑です。

営農計画は、4月から翌年3月にかけて、梨の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は、1ヘクタール以上あり、年間の従事日数は320日で、専農従事者は2名です。

通作距離は自宅から約12キロメートルです。

下限面積及び所有農業用機材等の許可要件については、農地を所有している市川市農業委員会発行の「農業経営状況証明」により確認し、所有農地の全部

耕作要件についても同農業委員会に確認し、遊休農地もなく問題はないとのことでした。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

池ヶ谷委員

議長

葛山 議長

7番、池ヶ谷富士夫委員

池ヶ谷委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆で、面積は991平方メートルの梨畑で、適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の梨畑の管理方法を確認したところ、譲渡人から栽培技術の指導を受ける予定であるとのことでした。

また、本申請地は譲渡人の梨畑の一部になるため、境界をどうするのかとの確認に対し、ネット類により簡易的な境界を設置する予定であるとのことでした。

次に、今後の適正な管理を指導したうえ、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でござ

います。

申請地は、畑3筆で、合計面積1,091平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による太陽光発電パネル設置用地です。

申請理由は、譲受人は、太陽光発電事業の用地を探していたところ、周辺に建物が無く、傾斜もあり、日当たりも良好な条件であり、申請地を太陽光発電パネルの設置用地として計画をしたもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、周囲にブロック2段積みフェンスを設け、敷地内を砂利敷きにより、雨水を自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。

また、申請地の一部が、駐車場として、利用されていたことについて、始末書を提出しています。

農地区分は、半径約500メートル以内に駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。

代替性として、太陽光発電事業の接続予定の電柱が低圧のため、本計画以上は、発電効率が悪くなり、本計画の用地の面積は、適当であり、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に該当しますが、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定についての写しにより確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年5月16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積1,091平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、駐車場及び資材置場用地に少し余裕があるので、太陽光パネルの設置は検討しなかったのかとの確認に対し、接続予定の電柱が低圧であるので、本計画以上の太陽光パネルを設置すると高圧になってしまい、かえっ

て効率が悪くなってしまうため、設置しないこととなった旨の説明でした。

また、施設管理について確認したところ、譲受人が行うとのことでした。

次に、工事期間中は事故等に十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用後は地目変更をするよう指導したうえ、完了報告が提出されない場合は、当該申請関係者の今後の農地転用事務に支障が生じる恐れがあることを周知しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑3筆、合計面積2,448平方メートルの普通畑です。

本申請は、農地の相続税の納税猶予を受けるために申請されたものです。従事年数、年間従事日数、耕作の確認は農地台帳等により確認しており、特に問題はありません。

また、申請人は、現在経営主2名他と畜産業を行い農業に従事し、今後も引き続き農業経営を行うとのことでした。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1

を報告いたします。

平成28年5月16日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積2,448平方メートルの生産緑地に指定された普通畑です。

現地は休耕中ではありましたが、きれいに管理されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第3号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第4号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について、を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の6ページから14ページまでをご覧ください。

議案第4号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について、平成21年1月23日農林水産省経営局長通知に基づき策定するものであります。

具体的な目標及び活動計画の点検・評価として、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消等の項目があります。

承認後は、ホームページで公表をする予定であり、本議案のとおり決定することとしてよろしいかお諮りするものです。

なお、内容につきましては4月にご協議いただいた時点と変更はございません。

以上です。

葛山 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、事務局説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第5号平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の15ページから18ページまでをご覧ください。

議案第5号平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、平成28年3月4日農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき策定するもので、今年度から様式の変更があり、具体的には、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の解消に加え、参入促進の項目が追加されました。

承認後は、ホームページで公表をする予定であり、本議案のとおり決定することとしてよろしいかお諮りするものです。

なお、内容につきましては4月にご協議いただいた時点と変更はございません。

以上です。

葛山 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、事務局説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第5号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について12件、計17件を一括報告いたします。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の20ページから23ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について12件、計17件につきまして

は、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　つづいて、報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件を報告します。

葛山 議長 　　事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 　　議長

葛山 議長 　　浅海副主幹

浅海副主幹 　　議案書の24ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　つづいて、報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件を報告します。

葛山 議長 　　事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 　　議長

葛山 議長 　　浅海副主幹

浅海副主幹 　　議案書の25ページから26ページまでをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、雑種地並びに宅地となっておりますので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分



以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年6月17日

鎌ヶ谷市農業委員会議長      葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員      鈴 木 幹 男

鎌ヶ谷市農業委員会委員      勝 又      勝